

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱

制定 27 食産第 5 4 1 8 号  
平成 2 8 年 4 月 1 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 2 8 食産第 6 0 9 8 号  
改正 平成 3 0 年 3 月 3 0 日 2 9 食産第 5 5 2 9 号

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成 2 8 年 4 月 1 日付け 2 7 食産第 5 4 1 2 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 2 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 1 2 年 6 月 2 3 日農林水産省告示第 8 9 9 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 2 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 1 2 年 6 月 2 3 日農林水産省告示第 9 0 0 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 1 8 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成 1 8 年 6 月 2 0 日農林水産省告示第 8 8 1 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第 2 第 1 に規定する事業の補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第 3 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に正副 2 部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 4 規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 交付決定者は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体(地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあつては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第5号により補助金遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

(実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 交付決定者は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15 交付決定者は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

- 第19 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による当該補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

- 第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。  
ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び交付決定者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(報告)

第21 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第11号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第12号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに交付決定者に報告するものとする。

(実績報告書の提出期限の特例)

第22 実施要綱別表1の1(1)アの事業において、事業実施主体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の提出期限は、規則第6条第1項ただし書の規定に基づき、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の6月10日までとする。

(間接補助事業を行う場合の読替え等)

第23 間接補助事業を行う場合、第1において「事業実施主体(実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)」とあるのは「事業実施主体に対し補助を行う者(以下「補助事業者」という。)」と、第2から第14まで(第3第2項を除く。)及び第16から第21までにおいて「事業実施主体」とあるのは「補助事業者」と、第15において「事業実施主体」とあるのは「事業実施主体又は補助事業者」と読み替えるものとする。

2 間接補助事業を行う場合、事業実施主体に対し補助を行う者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、第6から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付要綱は、平成29年4月1日から施行する。

1 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第2、第9関係)

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>農林水産物・食品輸出促進対策事業</p> <p>1 農林水産物・食品の輸出対策</p> <p>(1) 海外需要創出等支援対策事業</p> <p>ア 戦略的輸出拡大サポート事業</p>	<p>独立行政法人日本貿易振興機構が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費</p> <p>1 マーケティング戦略の策定及び企画・実行等に係る経費</p> <p>2 事業者マッチング及び継続的な販売支援等に係る経費</p> <p>3 事業者サポート体制の強化に係る経費</p> <p>(1) 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催費</p> <p>(2) 輸出プロモーターの設置費</p> <p>(3) 海外プロモーターの設置費</p> <p>(4) 課題別専門家の設置費</p> <p>(5) ビジネス関係者等への戦略的マーケティングの実施費</p>	<p>定額</p>	<p>補助事業に要する経費の30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>戦略実施対象国・地域の変更</p> <p>セミナー及び商談スキル向上研修の開催箇所数の変更</p> <p>輸出プロモーターの設置人数の減少</p> <p>海外プロモーターの設置国・地域の変更及び人数の減少</p> <p>課題別専門家の種別及び人数の減少</p>

	(6) 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化費			調査テーマの変更
	(7) 海外連絡協議会の設置費			
	4 商談会及び見本市への出展等サポートに係る経費			商談会の開催箇所数の減少
	(1) 国内商談会の開催経費			商談会の開催国・地域の変更
	(2) 海外商談会の開催経費			出展見本市の追加・取りやめ
	(3) 海外見本市への出展経費			
イ	品目別等輸出促進対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費		
	1 品目等のオールジャパンでの輸出促進支援費		経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減	1 事業実施国・地域の変更又は廃止 2 選択した取組若しくは事業メニューの変更又は廃止
	(1) 品目別PR等活動支援費	定 額		
	(2) オールジャパンでの販売促進支援費	1/2以内	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
	2 分野、テーマ別に対する販路開拓等の取組支援費		経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	
	(1) 品目横断的なPR等活動支援費	定 額		
	(2) 産地と連携した販売促進支援費	1/2以内		
ウ	食文化発信による海外需要創出加速化事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減

<p>1 日本食・食文化普及人材育成支援事業費</p> <p>(1) 研修生選考費</p> <p>(2) 研修会開催等費</p> <p>(3) 研修報告会開催費</p> <p>(4) 研修効果発現促進検討会開催費</p> <p>(5) 報告書作成費</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>2 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業費</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	
<p>(1) 日本料理の調理技能認定推進支援事業費</p> <p>ア 運用・管理等実施費</p> <p>イ 講習会・PR実施費</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>(2) 日本産食材サポーター店認定推進支援事業費</p> <p>ア 運用・管理等実施費</p> <p>イ 日本産食材サポーター店のPR実施費</p> <p>ウ 報告書作成費</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>3 日本食材活用ネットワーク強化事業費</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施対象国の変更又は事業の廃止</p>
<p>(1) 事業可能性検証(テストキッチン)費</p> <p>(2) 外食産業投資ミッション派遣費</p> <p>(3) 海外外食産業経営者招へい費</p> <p>(4) 日本産食材サプライチェーンプラットフォーム運営費</p> <p>ア プラットフォームの運営・管理費</p> <p>イ 越境ECサイトの運営・管理費</p> <p>ウ 日本産食材のニーズ調査等の実施費</p> <p>エ プラットフォーム及び越境ECサイトのPRの実施費</p> <p>オ プラットフォーム推進検討会の実施費</p> <p>カ 報告書の作成費</p>	<p>経費の欄に掲げるアからカまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	
<p>4 輸出に取り組む優良事業者表彰事業費</p>		



	(1) 選賞審査委員会開催費 (2) 表彰式典開催費 (3) 報告書作成費			
(2) 輸出環境整備推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 既存添加物等申請支援事業費 2 国際的認証資格取得等支援事業費	定 額  1/2以内	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減	
(3) インポートトレランス申請支援事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	定 額		事業目的の変更
(4) 食によるインバウンド対応推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費 1 地域の食文化資源等の発掘費 2 広報普及費	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
(5) 日本発食品安全管理規格策定推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費  1 日本発の食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイドラインの策定等の推進に係る経費 2 国際標準化の推進に係る経費 3 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム活用の拡大に係る経費 (1) 規格・認証スキームの普及と審査員・監査員を増やす取組の推進に係る経費 (2) 認証のモデル的实施に係る経費	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更
2 地理的表示等の知的財産の保護・活用				
(1) 地理的表示保護制度活用総合推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する1の(1)、2及び3の経費、事業実施主体が実施要綱に基づいて募集・選定した生産者団体に対して補助する場合における当該補助に要する1の(2)の経費 1 地理的表示保護制度推進費 (1) 相談体制整備等費 (2) GI申請に必要な調査等費	定 額  1/2以内	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における経費の増減  経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間	1 事業メニューの新設又は廃止 2 事業目的の変更

	2 知的財産・地域ブランドビジネス化支援費	定 額	における経費の増減	
	3 地理的表示海外保護・侵害対策費		経費の欄に掲げる(1)の経費と(1)のイ及び(3)の経費との相互間における経費の増減	
	(1) 海外へのG I申請・登録支援費	定 額		
	ア 相互保護に向けて協力関係にある国にG I申請・登録する場合	1/2以内		
	イ ア以外の国にG I申請・登録する場合	定 額		
	(2) 海外での侵害対策支援費	1/2以内		
	(3) 海外での展示会への出展支援費			
(2) 農業ICT標準化推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する次の経費	定 額		1 事業実施場所の変更
	農業ICT規格の標準化推進事業に係る経費			2 事業の内容に実質的な影響を及ぼす実証内容及び手法の変更
(3) 植物品種等海外流出防止総合対策事業	植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが実施要綱に基づいて事業を行うのに要する1の(1)、1の(2)、1の(3)及び4の経費、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムが実施要綱に基づいて公募・選定した支援対象者に対して補助する場合における当該補助に要する1の(4)、2及び3の経費		1 経費の欄に掲げる1の(4)の経費とそれ以外の経費の増減	1 事業メニューの新設又は廃止
			2 経費の欄に掲げる2の(3)及び3の経費とそれ以外の経費の増減	2 事業目的の変更
			3 補助率が同一である経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	1 海外出願支援体制の整備費			
	(1) 海外出願相談窓口設置費	定 額		
	(2) 海外出願マニュアル作成費	定 額		
	(3) 海外流出・侵害実態調査経費	定 額		
	(4) 育成者権侵害対応等に係る経費	2/3以内		

2	海外出願促進対策費		
(1)	海外への品種登録出願に係る公募・選定・支援に係る経費	定 額	
(2)	農業の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登録出願に要する経費	定 額	
(3)	(2) 以外の海外への品種登録出願支援に係る経費	1/2以内	
3	種苗資源の保護費	1/2以内	
4	国際種子検査協会（I S T A）総会開催に係る支援費	定 額	

別表2（第3関係）

## 農林水産物・食品輸出促進対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
戦略的輸出拡大サポート事業の事業実施主体	農林水産大臣
品目別等輸出促進対策事業の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄区域内（注）に所在する事業実施主体であって、分野、テーマ別に対する販路開拓等の取組支援のうち産地と連携した販売促進支援に取り組む事業実施主体	地方農政局長
北海道に所在する事業実施主体であって、分野、テーマ別に対する販路開拓等の取組支援のうち産地と連携した販売促進支援に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体であって、分野、テーマ別に対する販路開拓等の取組支援のうち産地と連携した販売促進支援に取り組む事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体	農林水産大臣
食文化発信による海外需要創出加速化事業の事業実施主体	農林水産大臣
輸出環境整備推進事業のうち既存添加物等申請支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
輸出環境整備推進事業のうち国際的認証資格取得等支援事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
インポートトレランス申請支援事業の事業実施主体	農林水産大臣
食によるインバウンド対応推進事業の事業実施主体	農林水産大臣

日本発食品安全管理規格策定推進事業の事業実施主体	農林水産大臣
地理的表示保護制度活用総合推進事業の事業実施主体	農林水産大臣
農業 I C T 標準化推進事業の事業実施主体	農林水産大臣
植物品種等海外流出防止総合対策事業の事業実施主体	農林水産大臣

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第 91 条に定める管轄区域である。

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 別表2の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表右欄に掲げる者 〕

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
	円	
計		

記

(注) 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のⅠ及びⅡの記載は、省略するものとする。

Ⅰ 事業の目的

Ⅱ 事業の内容及び計画

(注) 事業の目的及び事業の内容については、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画を添付すること。

### Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。  
 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

#### IV 収支予算

##### 1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
計					

##### 2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費	円	円	円	円	
※農林水産物・食品 輸出促進対策事業補 助金交付要綱の別表 1の区分の欄に掲げ る区分及び経費の欄 に掲げる事業とその 経費を記載する。					
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。



V 補助事業の完了予定年月日

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- 3 実施設計書
- 4 工事雑費内訳明細書（別紙）

※1 添付書類のうち、農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略することができる。

※2 上記4・5の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成するものは省略できる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	〇〇〇円	〇〇〇円 内訳 〇〇会議出席 回数 〇回 人数 〇人 〇〇指導 回数 〇回 人数 〇人	〇〇〇円 内訳 〇〇会議費 回数 〇回 人数 〇人 〇〇説明会 回数 〇回 人数 〇人

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第6号（第12関係）

平成〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体  
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に  
掲げる者

官 署 支 出 官 〇 〇 殿

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 平成〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
- 3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号（第13第1項関係）

平成〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金実績報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者）

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

事業計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

- （注）
- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
  - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
  - 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 間接補助事業者の間接補助金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したのものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 4 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。



別記様式第8号（第13第3項関係）

平成〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 別表2の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表の右欄に掲げる者 〕

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金について、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                                  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                          | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）                            | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）  
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）  
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料



別記様式第9号（第18関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

事業実施年度		平成 年度			農林水産省所管補助金名										
事業 種類	事業の内容				工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の内容
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第10号（第19関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

平成〇〇年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金調書

国			地方公共団体名										備考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円		円		円	円		
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

## 平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支 出 内 容		支 出 先
-----		金 額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支 出 内 容		支 出 先
-----		金 額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金 額
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(記入上の留意事項)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、

① 当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)

② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)

とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2) (1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第12号（第21関係）

平成〇〇年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入（総収入－前期繰越金）	千円 (A)		
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
合 計			千円 (B)
(3) 補助金等の年収比率		% (B/A)	